

名古屋市営路外駐車場
指定管理者募集要項

令和7年6月

名古屋市住宅都市局

名古屋市営路外駐車場指定管理者募集要項目次

第1 総則

- 1 施設の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 施設の利用状況及び施設管理の状況・・・・・・・・・・ 2

第2 管理の基準

- 1 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 関係法令の遵守等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 料金収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 管理業務に従事する者の配置基準・・・・・・・・・・ 5
- 7 精算機等の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 回数駐車券の引換業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 9 指定管理者が費用及び危険を分担する範囲等・・・・ 7
- 10 情報の保護及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 11 情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 12 再委託の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 13 備品の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 14 空きスペースの利活用(久屋駐車場のみ)・・・・・・ 9

第3 申請・選定

- 1 選定に参加する者に必要な資格・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 スケジュール(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 事業計画書作成に当たっての留意事項・・・・・・・・・・ 15
- 6 申請に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 申請書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 説明会及び見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 9 質問の受付と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 10 選定手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 11 指定手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 12 審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4 その他

- 1 協定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 団体における法人格変更への対応・・・・・・・・・・21
- 3 指定管理者の管理運営状況の点検・評価・・・・・・・・21
- 4 市監査委員等による監査・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 5 業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 6 原状回復義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 7 災害・事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 8 市への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 9 暴力団関係事業者の排除・・・・・・・・・・・・・・・・23

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づき、名古屋市営久屋駐車場、名古屋市営大須駐車場及び名古屋市営古沢公園駐車場（以下「駐車場」という。）について、次のとおり駐車場の管理運営を行う指定管理者を募集します（指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）。

業務内容については、別添「名古屋市営路外駐車場指定管理業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）を参照していただくとともに、事業計画書の作成にあたっては、関係法令、条例及び規則始め諸規程を十分ご確認ください。

第1 総則

1 施設の設置目的

市街地における長時間の駐車需要に応じ、もって道路の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図るため、本市が条例に基づき設置した施設です。

2 施設の概要

(1) 名古屋市営久屋駐車場（以下「久屋駐車場」という。）

供 用 開 始	昭和41年11月1日
所 在 地	名古屋市中区栄三丁目5番12号先
形 式	地下／自走式
構 造	鉄筋コンクリート造 地下2層
面 積	延べ面積 21,364.74㎡ 地上部 67.53㎡ 地下1階 10,727.86㎡ 地下2階 10,569.35㎡
収 容 台 数	509台（うち、自動二輪車専用5台）
供 用 時 間	0:00～24:00（年中無休）
入出庫取扱時間	7:00～24:00
駐 車 料 金	入出庫取扱時間内 300円／30分 平日のみ1,500円打ち切り
	入出庫取扱時間外 600円／回
	回数駐車券 300円券 11枚つづり 3,000円 300円券100枚つづり 27,000円
	定期駐車券 全日定期 48,600円／月 昼間定期(8:00～19:30) 33,750円／月 夜間定期(17:30～9:00) 31,000円／月 平日昼間定期(平日8:00～19:30) 23,600円／月
駐車できる車両	長さ6.0m、幅2.5m、高さ2.1m以内

※自動二輪車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。本要項において以下同じ。

※土休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を指し、平日とは土休日以外の日を指す。本要項において以下同じ。

(2) 名古屋市営大須駐車場（以下「大須駐車場」という。）

供 用 開 始		昭和60年4月1日
所 在 地		名古屋市中区大須三丁目14番12号
形 式		立体／自走式
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1層地上5層
面 積		敷地面積 2,059.74㎡ （内地上権設定面積 373.95㎡） 建築面積 1,759.40㎡ 延べ面積 8,159.56㎡
収 容 台 数		202台（うち、自動二輪車専用5台）
供 用 時 間		0:00～24:00（年中無休）
入出庫取扱時間		7:00～22:00
駐 車 料 金	入出庫取扱時間内	（平日）200円／30分 （土休日）300円／30分 平日のみ1,000円打ち切り
	入出庫取扱時間外	600円／回
	回数駐車券	200円券11枚つづり 2,000円 300円券11枚つづり 3,000円
	定期駐車券	全日定期 31,000円／月 昼間定期(8:00～19:30) 22,000円／月 夜間定期(17:30～9:00) 18,000円／月 平日昼間定期(平日8:00～19:30) 13,200円／月
駐車できる車両		長さ5.0m、幅1.9m、高さ2.1m以内

(3) 名古屋市営古沢公園駐車場（以下「古沢公園駐車場」という。）

供 用 開 始	昭和47年10月1日	
所 在 地	名古屋市中区金山一丁目3番1号	
形 式	地下／自走式	
構 造	鉄筋コンクリート造 地下2層	
面 積	延べ面積 8,860㎡ 地下1階・地下2階 各4,137㎡ 連絡通路その他 586㎡	
収 容 台 数	249台（うち、自動二輪車専用6台）	
供 用 時 間	0:00～24:00（年中無休）	
入出庫取扱時間	7:00～22:00	
駐 車 料 金	入出庫取扱時間内	200円／30分
	入出庫取扱時間外	600円／回
	回数駐車券	200円券11枚つづり 2,000円
	定期駐車券	全日定期 32,000円／月 昼間定期(8:00～19:30) 22,000円／月 夜間定期(17:30～9:00) 16,000円／月 平日昼間定期(平日8:00～19:30) 15,900円／月
駐車できる車両		長さ5.0m、幅2.3m、高さ2.1m以内

3 施設の利用状況及び施設管理の状況

別添資料のとおり

第2 管理の基準

1 指定期間

3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場を一般の利用に供する業務
- (2) 駐車場の使用料(以下「料金」という。)の現金収納に関する業務
- (3) 料金のクレジットカード等による収納に関する業務
- (4) 回数駐車券及び定期駐車券の管理
- (5) 回数駐車券の引き換えに関する業務
- (6) 駐車場の維持管理及び修繕に関する業務
- (7) 災害や事故等、緊急時の対応に関する業務
- (8) 事業計画書及び収支予算書に関すること
- (9) 事業報告書及び収支決算書に関すること
- (10) 管理運営状況の点検・評価、利用者満足度調査に関すること
- (11) 指定期間終了による業務の引継ぎに関すること
- (12) 情報の保護・管理及び公開
- (13) 空きスペースの利活用(久屋駐車場のみ)
- (14) その他必要な管理運営業務

3 関係法令の遵守等

指定管理者は、条例、規則及び関係法令等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行っていただきます。

4 料金収入

- (1) 料金収入の取り扱い

料金はすべて市に納入していただきます。料金の収納事務に関して、市は地方自治法第243条の2第1項に基づき指定管理者を指定公金事務取扱者として公金事務を委託し、指定管理者は名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）に基づき各種事務を行っていただきます。

- (2) 収入目標額の提案

申請者には収入目標額を提案していただきます。なお、古沢公園駐車場に隣接する市民会館は令和10年3月末に閉館予定ですので、それを踏まえてご提案ください。

5 指定管理料

- (1) 指定管理料の内訳

市は、指定管理者が指定期間の管理運営業務に必要な指定管理料を支払います。指定管理料は確定経費と精算対象経費からなります。

(2) 確定経費

確定経費に含まれる主な経費は以下のとおりで、協定書に基づき、月ごとに分割して支払います。

ア 人件費（職員給与、共済費等）

イ 旅費

ウ 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費（精算対象経費を除く。）等）

エ 役務費（通信料、保険料等）

オ 備品購入費

カ 委託料

キ 使用料及び賃借料

ク 公課費

確定経費については提案を求め、原則として指定管理者の提案額を上限とし、市と協議の上、予算の範囲内で、毎年度締結する年度協定書により定めます。

確定経費の見積もりに当たっては、消費税等は現行税率（10%）を基に算定してください。消費税等の税率に改正があった場合は、提案額に110分の100を乗じた額に適用すべき税率を乗じた額を加算して、協議の対象額とします。また、精算対象経費は収支計算書には含めないでください。

参考に直近の指定管理料（確定経費）を示します（消費税等を含む。）。

（単位：千円）

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
久屋駐車場	127,050	126,205	121,705	120,552	121,207
大須駐車場	43,450	43,450	43,450	46,514	46,751
古沢公園駐車場	44,748	44,748	44,748	49,414	49,812

(3) 精算対象経費

精算対象経費は、指定管理者が行う修繕に要する費用を対象とし、上半期と下半期に分け、実績に基づいて確定経費とは別に精算します。

なお、指定管理者が行う修繕は以下のとおりであり、各種点検、消耗部品の交換等は確定経費に含むものとします。

ア 1件4,000千円以下の修繕（施設の主要構造部に係るものを除く。）

イ その他協議により定める修繕

(4) 管理口座

管理運営業務にかかる経費及び収入は、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。また、複数の駐車場の指定管理者となった場合は、駐車場毎に別口座で管理してください。

(5) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小・中止、業務の不履行、指定取消し等があった場合は、必要に応じて指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

(6) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

指定管理者指定申請にあたっては、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載)

6 管理業務に従事する者の配置基準

入出庫取扱時間中は原則として2名以上の職員を駐車場に配置（うち1名は現場責任者とする。）し、駐車場利用者の安全確保と駐車場の円滑かつ効率的な運用ができる人員体制としてください。また、駐車場管理に関し2年以上の実務経験を有する総括責任者を設け、臨機の措置がとれる体制としてください。

7 精算機等の取り扱い

(1) 精算機等の設置・管理

出口精算機・事前精算機・発券機・カーゲート・ループ式車体検出器・管理ソフトなどの関連設備等一式（以下「精算機等」という。）については、指定管理者の責任において設置及び管理するものとします。精算機等の設置・管理・修繕に必要な費用は指定管理料（確定経費）に含みます。

精算機等の設置工事は、詳細は協議によりますが、原則として令和8年4月1日0:00～7:00に行ってください。なお、現精算機等は現指定管理者が設置したものであり、指定期間開始までに現指定管理者が撤去します。

参考に、現在の発券機・事前精算機・出口精算機の設置台数を次に示します。

施設名	発券機	事前精算機	出口精算機
久屋駐車場	2台	9台	2台
大須駐車場	1台	2台	1台
古沢公園駐車場	1台	3台	2台

(2) 精算機等の仕様

出口精算機・事前精算機は、以下の決済手段に対応してください。クレジットカード及び電子マネーの取り扱いに必要な費用は指定管理料（確定経費）に含みます。

決済手段	要求性能
現金	・10円～500円の各種硬貨及び千円札が使用できること
クレジットカード	・VISA、MASTERCARD、JCB、アメリカンエクスプレス及びダイナースクラブが使用できること
電子マネー	・全国相互利用が可能な交通系ICカードが使用できること

高額紙幣対応、QRコード決済対応、左ハンドル車対応、ナンバー読み取り方式の導入などの提案も可能です。

(3) 認証機による精算方式への対応

商業施設等による駐車料金サービスに対応するため、商業施設等に認証機を設置し、事後精算ができる取扱いをしております。したがって、精算機等は認証機による精算に対応できるものとしてください。

なお、認証機の導入は商業施設等の判断により行うものとし、認証機の機器費用及び設定費用（認証機導入に係る精算機等の設定費用を含む。）は導入を希望する商業施設等の負担とするため、指定管理料には含めないでください。

(4) 精算機等の入れ替え作業計画等

指定期間開始時の精算機等の入れ替え作業計画及び現行の回数駐車券が使用できなくなる場合の対応について、指定申請時に概要を提出していただきます。指定管理者に指定された場合は、詳細について速やかに市と協議を行ってください。

8 回数駐車券の引換業務

平成30年3月31日（大須駐車場については平成27年3月31日）以前に販売した回数駐車券については、名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号。以下「規則」という。）により引換期間は令和10年3月31日までとされているため、指定管理者に回数駐車券の引換業務を行っていただきます。

また、精算機等の変更に伴い、現行の回数駐車券が使用できなくなる場合は、指定管理者に回数駐車券の引換業務を行っていただきます。

これら回数駐車券の引き換えに必要な経費は指定管理料（確定経費）に含みます。

9 指定管理者が費用及び危険を分担する範囲等

(1) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により駐車場の施設及び設備が損傷した場合、及び市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、指定管理者が損害賠償責任を負うものとします。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(2) 保険の加入

指定管理者は、自らのリスクに対応して、必要な損害賠償責任保険等に参加する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良な管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

(4) 市と指定管理者の責任分担

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は以下のとおりです。

項目	内容	責任分担	
		市	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の縮小・中止	市の指示に基づき事業を縮小・中止し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

駐車場利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

(5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定管理者指定の議決を得られなかった場合や、指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

10 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第 57号）第66条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、具体的内容については、協定に定めるところにより遵守していただきます。

11 情報の公開

指定管理者は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2第1項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めるものとします。

12 再委託の禁止

指定管理者は指定管理業務の全部又はその主たる部分を再委託することはできません。ただし、仕様書等で再委託できる旨を明示されたもの並びにあらかじめ市の承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができます。その場合、委託先への適切な監督指導を行ってください。

また、委託先の団体の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担してください。

13 備品の取扱い

市が業務に必要な備品を貸与する場合には無償としますが、経年劣化等により、これに代わる備品を購入するときは指定管理者の負担とします。なお、指定管理料で購入した備品の所有権は市に帰属するものとします。

14 空きスペースの利活用（久屋駐車場のみ）

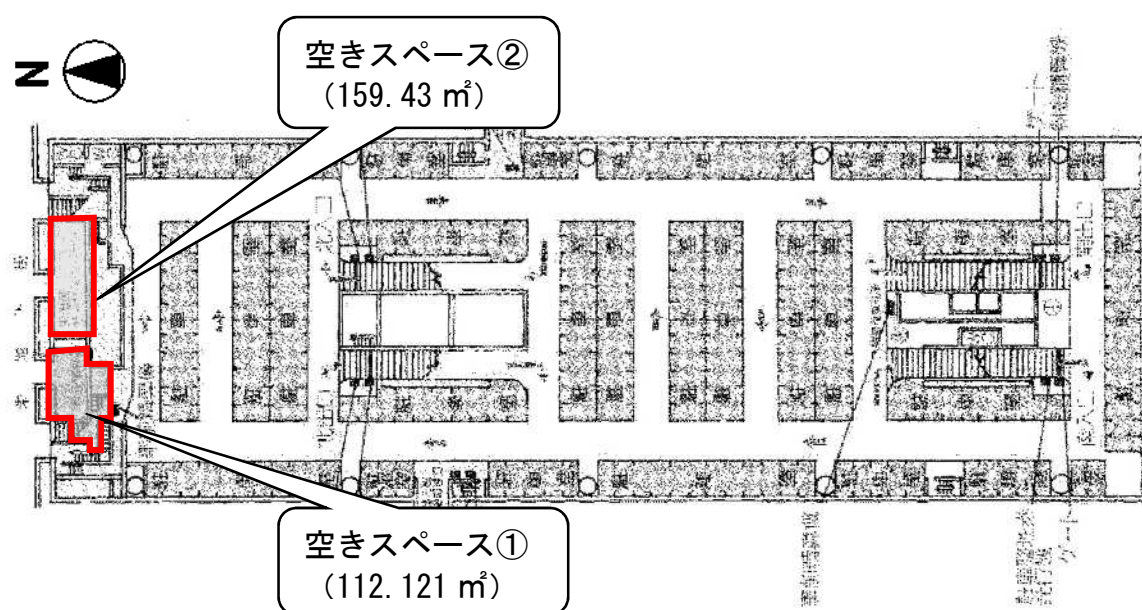
久屋駐車場については、空きスペース①（現指定管理者の自主事業に使用）及び空きスペース②（旧住まいの窓口）を活用する提案を必須とします。空きスペースの活用及び管理運営の内容並びに市へ支払う賃借料空きスペース①は年額467千円以上、空きスペース②は年額665千円以上を提案してください。なお、当該スペースの転貸は認めません。指定管理者の自主事業として提案してください。また、当該スペースの管理運営に必要な経費は、指定管理者自らの負担とし、指定管理料に含めないでください。

提案にあたっては、関係法令等への適合を確認してください。また、地下街（森の地下街）の通路に面しているため、地下街管理・防災上の観点から、森の地下街を管理する(株)名古屋交通開発機構と協議を行っていただく場合があります。

当該スペースは、指定期間終了後、原則として原状復旧して市に返還していただきます。

※ 空きスペースの区域は10ページ参照

【久屋駐車場空きスペース】



駐車場平面図

第3 申請・選定

1 選定に参加する者に必要な資格

(1) 申請資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって次の要件を満たす団体であることが必要です。

ア 1箇所で100台以上の規模で、利用者から時間駐車料金を徴収する地下又は立体自走式駐車場について1年以上の管理実績を有すること。

イ 市内に本店、支店又は営業所等を有すること。

ウ 破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ケ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。

コ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

サ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（各保険について加入する義務がない者を除く）。

シ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」
（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

(2) グループによる申請

ア グループにより申請する場合は、グループ名及び代表団体を明記してください。

（他の団体は当該グループの構成員とします。）

イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。

ウ グループの代表団体及び構成員全てについて、(1)の要件を満たす団体である必要があります。ただし、(1)アについては、代表団体が要件を満たす場合は可とします。

エ 申請後の代表団体及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。

オ 各施設1団体につき申請は1つとし、複数の申請はできません。

2 スケジュール（予定）

	日程
募集要項の配布	令和 7年 6月20日(金)から 8月1日(金)まで
公募説明会及び現地見学会	令和 7年 6月27日(金) ※ 要申込
質問の受付	令和 7年 6月20日(金)から 7月7日(月)まで ただし参加表明時書類に関するものは7月1日(火)まで
質問の回答	令和 7年 7月18日(金)までを目処に順次回答 ただし参加表明時書類に関するものは7月10日(木)までを目処
参加表明時書類の受付	令和 7年 7月10日(木)から 7月14日(月)まで
指定申請時書類の受付	令和 7年 7月10日(木)から 8月1日(金)まで
選定委員会の開催	令和 7年 9月1日(月)、3日(水)、4日(木)、10日(水)
選定結果の通知	令和 7年9月中旬
指定管理者の指定	令和 7年12月
協定の締結	令和 8年 3月下旬
管理の開始	令和 8年 4月 1日(水)

※ 申請者が行うプレゼンテーションは、大須駐車場は令和7年9月1日(月)、古沢公園駐車場は令和7年9月3日(水)、久屋駐車場は令和7年9月4日(木)を予定しています。ただし、申請者が多数の場合など、都合により、上記選定委員会開催日程のいずれかに変更となる場合があります。

3 提出書類

以下に示す申請書類を提出してください。申請書類はA 4サイズ縦長、横書きとします。

(1) 参加表明時書類（参加表明時に提出するもの）

No.	申請書類	様式
1	指定管理者公募参加表明書	様式A
2	共同事業体協定書兼委任状（グループで申請する場合のみ）	様式B
3	団体の概要	様式C
4	指定管理者申請団体代表者等名簿（愛知県警察本部提出資料）	様式D-1 様式D-2
5	定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）	任意
6	法人等のパンフレット	任意
7	過去3年間の法人税、本店等所在地の市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書	任意
8	過去3年間の法人税申告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録、利益処分計算書等）（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）	任意

(2) 指定申請時書類（指定管理者指定申請時に提出するもの）

No.	申請書類	様式
1	名古屋市営路外駐車場指定管理者指定申請書	様式E
2	名古屋市営路外駐車場指定管理者指定申請に関する誓約書	様式F
3	対象人件費等計算書	様式G
4	精算機等の入れ替え計画等の概要	様式H
5	事業計画書 （条例、規則、募集要項及び仕様書等を参照のうえ、管理運営業務を行うに当た ったの基本的な考え方とその方法について記載してください。）	
	市民の平等利用に関する計画	様式 1
	接客・苦情解決等に関する計画	様式 2
	施設の維持管理（日常管理）に関する計画	様式 3
	施設の維持管理（点検・修繕）に関する計画	様式 4
	施設及び利用者の安全管理に関する計画	様式 5
	利用者サービスの向上及び利用促進に関する計画	様式 6
	使用料収入に関する計画	様式 7
	収支計画	様式8-1
	年度別収支計画	様式8-2
	経費縮減に関する計画	様式 9
	人員配置計画	様式10
	職員研修計画	様式11
	情報保護及び情報公開に関する計画	様式12
	法令遵守（コンプライアンス）に関する計画	様式13
	管理運営能力及び実績	様式14
	空きスペースの活用に関する計画（久屋駐車場のみ）	様式15

(3) 必要に応じて提出するもの

No.	申請書類	様式
1	公募説明会・現地見学会参加申込書	様式 I
2	質問票	様式 J

4 提出部数

提出部数は以下のとおりです。

内容	部数等
参加表明時書類及び指定申請時書類 （3(1)及び(2)に示す申請書類）	正本1部、副本7部、 電子データ（CD-ROM又はDVD-ROM）

5 事業計画書作成に当たっての留意事項

- (1) 特定の車室を特定の者に使用させる提案は認めません。ただし、カーシェアリング車両の設置等、指定管理者の自主事業として行うものについては協議によります。
- (2) 提案に基づく施設の改修、設備の更新等に必要な費用は指定管理者の負担とします。
- (3) 提案に当たっては、その提案の実現の根拠となる説明資料、データ等も合わせて提出してください。

6 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請者は、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。
- (2) 申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。((10)の場合を除く。)
- (3) 申請書類に虚偽の記載があった場合、又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (4) 申請後に辞退する場合は、必ず文書により届け出るものとします。
- (5) 申請の際に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- (6) 提出された申請書類の著作権は全て申請者が保有します。なお、グループによる申請の場合、申請書類の著作権は、代表団体が保有することとしてください。また、市は、これを提案審査、市議会・報道機関への情報提供及び市の広報媒体での掲載のために無償で使用するものとします。
- (7) 提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。また、提出された申請書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部もしくは一部を公表できるものとします。なお、選定された事業者については名古屋市情報公開条例第7条第1項各号掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、すべて公開します。
- (8) 行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」（平成31年2月22日付 30市経市第155号）に基づき、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申例を参考に判断するものとします。
- (9) 市から提供された募集要項、資料等は、申請書類作成のために利用する以外は、利用を認めません。
- (10) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出及び提出書類の変更を求める場合があります。追加書類等の取扱い等については、原則申請書類に準じます。
- (11) 申請者が選定委員及び市職員並びに関係者に対し、当該選定に係る接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- (12) 資格要件確認時に申請資格の要件を満たしていた場合でも、候補者選定までの間に満たさなくなったことが判明した場合、失格とします。

7 申請書類の提出

(1) 提出期間

内容	受付期間
参加表明時書類 (3 (1) に示す申請書類)	令和7年7月10日(木)から7月14日(月)まで
指定申請時書類 (3 (2) に示す申請書類)	令和7年7月10日(木)から8月1日(金)まで

※ 申請書類の受付は土休日を除きます。

※ 期限を過ぎてからの提出は、いかなる理由があっても受付しません。

(2) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 申請書類の提出は、持参のみとします。申請しようとする日の前日までに電話予約のうえ来庁してください。

(3) 提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 交通企画・モビリティ都市推進課（名古屋市役所西庁舎4階）

8 説明会及び見学会

(1) 公募説明会及び現地見学会

ア 日時 令和7年6月27日(金) 午前9時45分から（受付：午前9時30分から）

イ 場所 市役所西庁舎12階 西12A会議室

ウ 説明会終了後、午後1時から久屋駐車場、午後3時から大須駐車場、午後4時30分から古沢公園駐車場の順に現地見学会を行います。

エ 説明会及び見学会の参加については、各団体2名までとし、令和7年6月26日(木)午後5時15分までに参加申込書（様式Ⅰ）に必要事項を記入のうえ、電子メールで「問い合わせ先」までお申込ください。

(2) 参加の際の注意事項

ア 公募説明会及び現地見学会に参加の際は、公共交通機関をご利用ください。

イ 当日は募集要項等を提供しませんので、各自ご準備ください。

9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

内容	受付期間
参加表明時書類 (3 (1) に示す申請書類)	令和7年6月20日(金)から7月1日(火)まで
指定申請時書類 (3 (2) に示す申請書類)	令和7年6月20日(金)から7月7日(月)まで

※ 申請に関する質問は、質問票（様式Ⅰ）を電子メールによりご提出ください。

※ 質問期間終了後の質問、来庁又は電話による質問は原則受け付けません。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者及び説明会参加者に対し、電子メールで行います。

10 選定手続き

- (1) 指定管理者の選定は、名古屋市住宅都市局指定管理者選定委員会において、審査基準に基づいて、申請書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを経て採点をし、最多得点を獲得した団体を候補者、2番目に多い得点を獲得した団体を次点候補者として選定します。なお、獲得得点が同点となった場合は、審査項目「管理を安定して行う物的及び人的能力」の獲得得点が多い団体を候補者とします。さらにその項目について同点となった場合は、審査項目「設置目的の効果的達成」の獲得得点の多い団体を候補者とします。
- (2) 候補者の選定結果は、9月中旬を目処に申請者全員にお知らせするほか、名古屋市公式ウェブサイト等で公表します。公表する内容は、選定委員会の開催日時、選定委員会の委員、候補者及び次点候補者として選定された団体、申請団体、審議の経過、各申請団体の総合得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。選定結果の電話等による問い合わせには応じません。

【選定委員会の構成】

所属・役職等	氏名 (五十音順・敬称略)
岐阜大学 工学部 客員教授	加藤 義人
日本福祉大学 客員教授・名誉教授	後藤 澄江
皆見幸公認会計士事務所 公認会計士	皆見 幸
後藤・太田・立岡法律事務所 弁護士	吉野 彩子

11 指定手続き

- (1) 市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、名古屋市議会の議決を経た上で、正式に指定管理者を指定します。
- (2) 指定管理者には指定されたことの通知を送付します。
- (3) 指定管理者は、市と協議の上、名古屋市議会にて予算の議決がなされた後に、協定を締結するものとします。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。
- (5) 選定した団体が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合、その他選定した団体を候補者とするができなくなった場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とするものとします。
- (6) 10(1)及び11(1)に基づき選定又は指定された場合においても、提案した事業計画書の内容について、その実現が保証されるものではありません。

12 審査基準

指定管理者の選定は、条例第13条第3項に定める基準に照らし、事業計画書等申請書類の内容を基に、審査基準により総合的に行います。審査基準にある事項は、各々対応する様式に漏らさず記載してください。

採点は、各委員の合計点数（久屋駐車場：200点×4＝800点満点、大須・古沢公園駐車場：190点×4＝760点満点）により行います。なお、市の定める最低基準点を満たさない団体は、候補者として選定されません。

【最低基準点】

（久屋駐車場）

項目	最低基準点
総合得点	480点（800点満点）
審査項目「平等利用の確保」	60点（120点満点）
審査項目「設置目的の效果的達成」	170点（340点満点）
審査項目「管理経費の縮減」	60点（120点満点）
審査項目「管理を安定して行う物的及び人的能力」	110点（220点満点）
審査基準「設置目的の效果的達成」のうち「安全管理」	30点（60点満点）

（大須駐車場・古沢公園駐車場）

項目	最低基準点
総合得点	456点（760点満点）
審査項目「平等利用の確保」	60点（120点満点）
審査項目「設置目的の效果的達成」	150点（300点満点）
審査項目「管理経費の縮減」	60点（120点満点）
審査項目「管理を安定して行う物的及び人的能力」	110点（220点満点）
審査基準「設置目的の效果的達成」のうち「安全管理」	30点（60点満点）

※ 上記項目のいずれか一つでも最低基準点に満たない場合は、候補者として選定されません。

【審査基準】

審査項目		様式	審査のポイント	配点
平等利用の確保 (30点)	平等利用	様式1	・公共サービス提供者としての自覚を持ち、公平な市民サービスの提供を心掛けた計画となっているか。 ・高齢者、身体障がい者、運転を苦手とする人等が利用しやすい施設運営となっているか。	15
	接遇能力	様式2	・接客についての基本方針は適切か。 ・利用者目線の対応が計画されているか。(苦情処理等含む)	15
設置目的の効果的達成 (75点) (久屋のみ85点)	日常管理	様式3	・施設の日常管理に関する方針は適切か。 ・利用者の安全を確保し快適な環境を維持する計画となっているか。 ・精算機等に不具合が生じた場合の対応は適切か。	10
	点検・修繕	様式4	・施設の不具合を積極的に把握し、市と共有する計画となっているか。 ・施設の長期的な維持管理を考慮した点検・修繕の計画となっているか。 ・修繕の必要が生じた際の対応は適切か。	20
	安全管理	様式5	・事故及び災害発生時は、迅速かつ適切な対応ができる体制となっているか。 ・補償及び賠償の方策は適切か。	15
	利用者サービス向上・利用促進	様式6	・利用者サービス向上及び利用促進のための取り組みに具体性があり、効果が明確に示されているか。 ・利用者満足度調査で得た利用者の意見を反映する仕組みとなっているか。	20
	使用料収入	様式7	・収入目標額、設定根拠は妥当か。 ・目標を達成するための方策に具体性はあるか。	10
	空きスペース活用	様式15	【久屋駐車のみ】 ・活用内容は利用者サービス向上の取り組みとなっているか。 ・管理運営内容及び賃借料は適切か。	10
管理経費の縮減 (30点)	収支計画	様式8	・収支計画の提案に無理がなく確実性があるか。 ・収支計画は適切な積算がされているか。 ・増減の根拠に妥当性はあるか。(該当する場合のみ) ・指定管理料の設定根拠に妥当性はあるか。	20
	経費縮減	様式9	・経費縮減の方針、方策について、有効性、具体性があるか。 ・経費縮減の効果が明確に示されているか。	10

管理を安定して行う物的及び人的能力の保持 (55点)	人員配置計画	様式10	・ 職員の配置は適正に行われているか。 ・ 職員の役割分担・責任体制が明確か。 ・ 緊急時の体制について考えられているか。 ・ 適正な労働環境の構築について、具体的な計画が示されているか。	10
	研修計画	様式11	・ 指定管理者に求められる職員の資質を正しく理解しているか。 ・ 公金を取り扱う者として、責任意識を持ち、不祥事を防ぐための職員研修計画はあるか。	5
	情報管理	様式12	・ 法令等に基づき情報保護・管理・公開を適正に取り扱う体制をとっているか。	5
	コンプライアンス	様式13	・ 法令遵守の考え方は適正か。	5
	能力実績	様式14	・ 施設を管理運営する能力・ノウハウをもっているか。	15
	財務状況	財務資料	・ 指定期間中、管理体制を維持できる安定的な財務基盤を有しているか。	15
(久屋駐車場) 合計 200点 (大須・古沢公園駐車場) 合計 190点				

[各項目の採点の基準] 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：十分である
 2点：やや不十分である 1点：不十分である
 (配点が10点の場合は5点満点の点数を2倍、15点の場合は3倍、20点の場合は4倍)

管理実績に対する、 加(減)点 (-10点～+10点)	—	・ 現行の指定管理者が、今回の募集において同一施設に応募した場合は、本年度に実施する現行指定期間を通じた管理実績の評価に基づき、以下の採点をします。	-10 ～ +10
-----------------------------------	---	--	-----------------

[加(減)点の基準] +10点：非常に優れていた +5点：優れていた 0点：十分であった
 -5点：やや不十分であった -10点：不十分であった

第4 その他

1 協定に関する事項

市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的内容、責任分担などに関して、協定を締結します。協定書は全指定期間を通じて効力を有する「基本協定書」と年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

(1) 基本協定書

- ア 総則
- イ 管理業務の具体的内容
- ウ 管理費用として市が支払う金額
- エ 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- オ 収入目標等
- カ 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- キ 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- ク 指定の取り消し
- ケ 備品の取扱い
- コ 緊急時等における対応
- サ その他

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理料
- ウ 指定管理料の支払方法（詳細）
- エ その他市が必要と認める事項

2 団体における法人格変更への対応

団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとします。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

3 指定管理者の管理運営状況の点検・評価

指定管理者の管理運営状況について指定管理者の自己点検・評価等を基に、市は、毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。また、点検・評価の結果は、次期指定管理者選定委員会に提出します。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、協定締結時に示します。

4 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、すみやかに改善等の措置を採るものとします。

5 業務の引継ぎ

- (1) 次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ、現地説明、資料の提供等、必要な協力を行うものとします。
- (3) 引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。

6 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、又は原状に回復する必要がないと市が判断した場合は、これによらないこともできるものとします。

7 災害・事故への対応

- (1) 防災・災害対応マニュアル及び事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施するものとします。
- (2) 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するものとします。
- (3) 駐車場の施設及び設備等の日常的な点検を徹底し、安全管理に努めるとともに危険箇所の把握を行い、速やかな対応を行うものとし、必要の都度市に報告するものとします。
- (4) 災害の発生又は災害の発生の恐れがある場合、駐車場の入出庫取扱い時間内外に関わらず、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立するとともに利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこととします。
- (5) 災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。
- (6) 事故が発生した場合、利用者の安心・安全を第一に、応急措置等迅速な対応を行い、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたるものとします。

8 市への協力

指定管理者は、市が実施する施策に対して、市より要請があった場合は協力してください。費用負担が生じる可能性がありますので、その場合は別途協議するものとします。

9 暴力団関係事業者の排除

指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、指定の取消をします。

問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
名古屋市 住宅都市局 都市計画部 交通企画・モビリティ都市推進課	
(名古屋市役所西庁舎 4階)	
電話番号	052-972-2774
ファックス番号	052-972-4170
E-mail	a2728@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp